

ICC コンサルタンツ
高校留学プログラム
トータルサポートシステム
継 続 契 約 条 項
(オーストラリア・ニュージーランド)

< (株) ICC コンサルタンツ >

2025 年 2 月 20 日改訂

ICC コンサルタンツ 高校留学プログラムトータルサポートシステム継続契約条項
(オーストラリア・ニュージーランド)

株式会社 ICC コンサルタンツ（以下「甲」といいます）が主催する「ICC 高校留学プログラムトータルサポートシステム」（以下「本システム」といいます）について、甲と留学参加者（以下「乙」といいます）は、乙の法定代理人の同意を得て次の通り契約（以下「本契約」といいます）を締結しました。

第1条 [本システムの目的]

本システムは、オーストラリア・ニュージーランド（以下「留学国」といいます）の高校に留学する希望をもつ乙に対し、甲が提携関係にある以下の教育機関（以下「留学先」といいます）を紹介し、留学に必要な諸手続を乙に代わって手配し、留学期間中の現地アドバイザーを通じて乙の留学生生活を要所でサポートするなどのサービスを提供し、乙の留学生生活の便宜を図ることを目的とするものです。

対象教育機関：オーストラリア及びニュージーランドの公立・私立高校

第2条 [甲の行うサービスの内容]

甲が乙に対し、提供するサービスは以下の通りです。

- (1) 学校入学手続
 - ・次年度学校継続手続
 - ・学費・必要経費の支払代行
- (2) ビザ申請手続
 - ・学生ビザ申請必要書類の手配
 - ・学生ビザ申請代行の取次ぎ
 - ・航空券等の手配取次ぎ（必要に応じて）
 - ・留学生傷害保険の手配
- (3) 現地アドバイザーによる現地でのサポート…（本契約第3条参照）
- (4) 進路相談…（本契約第4条参照）
- (5) その他サポート
 - ・学費・必要経費等の必要な実費の支払代行
 - ・保護者会や進路相談会の開催
 - ・留学先の先生が来日した際の面談手配

第3条 [現地アドバイザーによる現地でのサービスの内容]

前条 [甲の行うサービスの内容] (3) に定める「現地アドバイザーによる現地でのサポート」の内容は以下の通りです。

- (1) 留学先に関するサービス
 - ・保護者会への出席と結果報告
 - ・必要に応じてなされる留学先との連絡・交渉
 - ・補講の必要な場合の手配
 - ・家庭教師手配、その他の習い事の手配サポート（必要に応じて）
 - ・滞在先の変更の必要性が認められる場合の依頼
- (2) 滞在先に関するサービス
 - ・必要に応じてなされるホストファミリーとの連絡・交渉
 - ・乙が寮に住む場合において、学校に対し閉寮期間中の滞在先を提供するよう求める旨の交渉及び手配
 - ※ホームステイの紹介及び手配は留学先の責任において行われますので、現地アドバイザーは留学先の担当者とホームステイに関する連絡、交渉、相談等を行います。
- (3) 留学中の乙に関するサービス
 - ・生活指導のアドバイス（ホームシック対策を含みます）
 - ・緊急時のご両親等保護者からの乙へのメッセージ伝達

- ・一時帰国手配のアシスト
 - ・緊急時における保護と日本への連絡及び状況報告
 - ・パスポート及びビザ更新のアシスト※申請代行業者への取り次ぎ含む
- (4) ご両親等の保護者に対するサービス
- ・定期的な留学状況報告（途中帰国した場合はその期間は含まれません）
 - ・成績表の概要（和文）の提供※出願書類として教育機関に提出する必要がある書類や、公的機関等に提出する必要がある書類等の和訳／英訳等の翻訳は含まれません。
 - ・現地訪問時の学校、ホームステイ先との面談のアレンジ及び通訳（空港出迎え、市内観光、その他移動のためのお手伝いは含まれません）
 - ・緊急時の連絡体制

第4条 [進路相談]

本契約第2条 [甲の行うサービスの内容] (4) に定める「進路相談」の内容は以下の通りです。甲は乙の求めに応じ、日本の大学への進学・留学前の在籍校への復学、現地大学、アメリカその他英語圏の大学への進学などのパターンに応じて、進路相談をお受けします。

進路相談は、集団によるセミナーまたは個別面談等の形式で行い、進学対策、進学情報等について、一般的な情報を提供します。特定の学校の調査や具体的な入学手続についてのリサーチは行いません。

※ 海外の大学進学についてのリサーチ及び手続等のサポートは、ICC 大学留学プログラムをご案内しています。

第5条 [提供可能な追加サービス]

乙は、本契約外の追加サービスとして、以下のサービスを申し込むことができます（費用別途必要）。

- (1) 現地空港での飛行機乗り継ぎが必要な場合に乙の求めに応じて行う乗り継ぎサポート手配（オーストラリアの場合、カンタス航空メルボルン乗り継ぎに限る。ニュージーランドの場合、ニュージーランド航空オークランド乗り継ぎに限る。）
- (2) 乙の求めに応じて行う現地語学研修校の紹介及び入学手続の代行
- (3) 乙が卒業し、本契約を終了した後、乙の求めに応じて行う留学先からの在学証明書等の証明書類の取り寄せの代行
※本サービスは卒業時まで本プログラムに継続してご契約いただいていた方のみを対象とし、別途代行費用が必要となります。
- (4) その他乙の求めに応じて行う特別のサポート

第6条 [参加費用]

乙は、甲に対し甲が提供する第2条、第3条及び第4条所定のサービスに対する対価として、次に定める本システム参加費用を支払います。

- (1) 720,000 円（国内取引 200,000 円に対しての消費税 10%が含まれます）

※最終学年在籍者で残りの予定留学期間が3学期以下の場合、次の(2)、(3)、(4)のいずれかが適用されます。（最終学年在籍者のみが対象）

- (2) 615,000 円（国内取引 150,000 円に対しての消費税 10%が含まれます）
（残りの留学予定期間：3学期）
- (3) 460,000 円（国内取引 100,000 円に対しての消費税 10%が含まれます）
（残りの留学予定期間：2学期）
- (4) 305,000 円（国内取引 50,000 円に対しての消費税 10%が含まれます）
（残りの留学予定期間：1学期）

第7条 [参加費用に含まれない経費]

本契約第5条 [提供可能な追加サービス] に必要な費用や、次の費用をはじめとする本システムのサービス範囲外の費用は参加費用に含まれません。この費用に関しては、乙が別途支払う必要があります。

- ・日本の自宅～留学先間の航空運賃を含む交通費

- ・留学生義務保険
- ・海外旅行傷害保険（留学生保険）
- ・学生査証（ビザ）申請費用
- ・学生査証（ビザ）申請代行手数料
- ・留学先の入学金、統一試験登録費、授業料、課外活動費、制服代、教材費、滞在費、ホームステイ先の手配費等の学校関連費用
- ・語学教育機関や家庭教師等が必要な場合の研修関連費
- ・習い事に必要な費用
- ・通学のための交通費
- ・日用品代
- ・乙の緊急時に甲が出捐した交通費、宿泊費、電話代、その他実費
- ・その他、電話代、お小遣い等を含めた乙の個人的な費用
- ・弊社への支払いに際しての振込手数料
(銀行他金融機関の定める振込手数料は乙のご負担とさせていただきます。)

第8条 [留学費用等の支払い]

- (1) 乙は、学費・滞在費等の現地必要経費などを指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して 90 日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、甲が留学手を停止し、乙の留学継続が出来なくなる場合があります。
- (2) 学費・滞在費等の現地必要経費は何の予告もなく変更されます。変更になった場合、乙は甲に対し指定の方法で、必要な差額を支払うものとします。
- (3) 学費・滞在費等の現地必要経費の乙から甲への支払いは円貨とします。適用する為替レートは、請求日当日の三井住友銀行の TTS 送金レートに一律 3 円加算した円貨を適用するものとします。但し、請求日当日が銀行休業日の場合、翌銀行営業日の TTS 送金レートを適用します。

※ 留学先からの請求書または授業料納付書等に記載された日を請求日とします。

第9条 [契約の成立]

本契約は、乙が法定代理人（両親等）の同意を得たうえで、甲が第6条に定める参加費用を乙から受領した時点で成立します。

第10条 [留学先の条件変更]

乙が入学手配を申し込んだ留学先は、本契約成立後は、原則として変更することができません。甲が乙に紹介した現地アドバイザーについても、乙の都合で変更することはできません。乙の止むを得ない理由によりこれらを変更せざるをえないときは、これによる出費（変更後の授業料、変更費用など）は乙の負担となります。また 1 回の変更によって生じる変更費用は、次に定める通りです。

- ・学校変更のみの費用…110,000 円
(国内取引 100,000 円に対しての消費税 10%が含まれます)
- ・アドバイザー変更のみの費用…165,000 円
(国内取引 150,000 円に対しての消費税 10%が含まれます)
- ・学校及びアドバイザー変更の費用…165,000 円
(国内取引 150,000 円に対しての消費税 10%が含まれます)

第11条 [解約と返金]

乙が乙の事情で本契約を解除した場合は、乙は甲に対し、次の区分に従って解約料を支払います。この場合、甲は乙から既に受領した本システム参加費用から解約料を差し引いた金額を、乙に払い戻します。但し、学費、滞在費等の費用の払い戻しについては当該機関の定めによります。なお、乙が別途お申込み頂いた航空券等運輸機関及び海外傷害保険（留学生保険）の手配に関する解約料及び払戻金額についても当該機関の定めによります。

*返金に際しての振込手数料は乙の負担とさせていただきます。よって、甲は下記解約料と振込手数料を差し引いた金額を乙に返金することとなります。

- (1) 本契約第9条〔契約の成立〕の時点より、本契約第19条〔有効期間〕の始期までに甲に到達した通知によりなされた解約
…33,000円
- (2) 本契約第19条〔有効期間〕の始期（初年度または次年度の契約期間の失効日の翌日）以後に甲に到達した通知によりなされた解約については、本契約第6条の本システム参加費用により解約料が以下の通り異なります。本契約第19条〔有効期間〕の始期を基準日とします。
 - ① 第6条（1）の参加者（参加費用 720,000円）
 - イ 基準日から起算して90日までになされた解約…参加費用の40%
 - ロ 基準日から起算して91日目以降180日目までになされた解約…参加費用の65%
 - ハ 基準日から起算して181日目以降270日目までになされた解約…参加費用の90%
 - ニ 基準日から起算して271日目以降になされた解約…参加費用相当額（返金はありません）
 - ② 第6条（2）の参加者（参加費用 615,000円）（残りの留学予定期間：3学期）
 - イ 基準日から起算して90日までになされた解約…参加費用の40%
 - ロ 基準日から起算して91日目以降180日目までになされた解約…参加費用の75%
 - ハ 基準日から起算して181日目以降になされた解約…参加費用相当額（返金はありません）
 - ③ 第6条（3）の参加者（参加費用 460,000円）（残りの留学予定期間：2学期）
 - イ 基準日から起算して90日までになされた解約…参加費用の40%
 - ロ 基準日から起算して91日目以降になされた解約…参加費用相当額（返金はありません）
 - ④ 第6条（4）の参加者（参加費用 305,000円）（残りの留学予定期間：1学期）
 - イ 基準日を過ぎてからの返金はありません。

第12条〔契約内容の変更〕

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。この場合、甲から乙に対して、本システム参加費用の返還はしません。

- (1) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本システムの目的・趣旨に照らして乙の本システムへの参加が不相当であると認めた場合
- (2) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本システムの目的・趣旨に照らして乙の本システムへの参加が不相当であると認めた場合
- (3) 現地アドバイザーの病気、休暇等の事情により代理アドバイザーを臨時に手配する必要がある場合
- (4) 甲の判断による止むを得ない事情により、乙の留学先及び現地アドバイザーを変更する必要がある場合（本契約第10条〔留学先の条件変更〕参照）
- (5) 書面による乙から契約内容の変更の申し出があった場合
- (6) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要がある場合

第13条〔契約の拒否事由〕

乙から甲に対する申込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は契約申込みを受け付けないことがあります。

- (1) 乙が本サービスの趣旨を十分に理解していないと甲が判断したとき

- (2) 乙が未成年である場合に親などの法定代理人の同意がないとき
- (3) 乙の希望を受け入れられないと甲が判断したとき
- (4) 乙の過去の既往症や現在の心身の健康状態から見て、留学継続が不適切であると甲が判断したとき
- (5) その他甲において乙へのサービス継続が困難であると判断したとき

第14条 [契約の解除]

以下の場合、甲は、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 乙が留学先からの放校／退学処分、その他の理由により在学資格が失われた場合
- (2) 乙または保護者等の法定代理人が甲に対して申告した事実虚偽または、既往症の未申告などの重大な遺漏があった場合
- (3) 乙の事情により、乙が本システムの参加を取り止めた場合
- (4) 乙が留学国、または留学先の指定する留学生義務保険または同等の内容を満たす任意の海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入せずに渡航または解約した場合
- (5) 甲の判断により乙の留学継続が乙の健康上の理由により困難であると判断した場合
- (6) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本システムの目的・趣旨に照らして乙の本システム参加が不適当であると認めた場合
- (7) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本システムの目的・趣旨に照らして乙の本システム参加が不適当であると認めた場合
- (8) 乙が車、単車その他の免許を必要とする乗り物の運転／運行をした場合または免許を取得した場合
- (9) 乙が麻薬、覚醒剤、毒物を所持または使用等した場合
- (10) 乙が甲または現地アドバイザーに対して暴力、セクシャルハラスメントを含むハラスメント（嫌がらせ）等を行った場合
- (11) 乙が甲に対し、所定の期日までに参加費用全額の支払いを完了しなかった場合
- (12) 第13条の拒否事由に該当することが判明したとき

※以上の解除事項に該当する場合、支払われた参加費用及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

第15条 [責任範囲]

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。

第16条 [免責事項]

甲は次の各損害及び責任については、乙に対し、何ら義務を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延、ハイジャック、テロ行為、盗難等による乙の損害
- (2) 天変地異、疫病の流行、政変、動乱、ストライキ、テロ行為等の不可抗力によって発生した乙の損害
- (3) 留学先、および滞在先における、盗難・事故・係争・不利益など乙が留学国滞在中または渡航中に受けた損害
- (4) 乙の留学国渡航中、滞在中および旅行中に発生した交通事故を含む事故、怪我、病気等に対する責任
- (5) 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持もしくは飲酒、喫煙およびこれに関連して起こった全ての損害と責任
- (6) 為替、物価の変動等による学費や滞在費等の改定による乙の出捐
- (7) 留学先から乙が停学／放校／退学等の処分を受けた場合の責任
- (8) 留学先から乙が放校／退学等の処分を受けた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任
- (9) 乙の意思により留学を取り止めた場合の、本契約第11条に定める範囲を超える留学費用の返金の責任

- (10) 乙の異性との交友に起因して乙に生じた損害についての責任
- (11) 乙の交友関係に起因して乙に生じた損害についての責任
- (12) 乙の学業成績や資格試験の結果の不良についての責任
- (13) 留学国による乙に対するパスポートもしくは学生査証（ビザ）の発給が遅延し、または留学国がこれらの発給を拒否したことによって、乙の留学国への入国が不可能になり、または遅延した場合の責任
- (14) 甲が乙のために行う渡航前の現地留学生活に関するオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害
- (15) 乙が正当な理由なく、甲または現地アドバイザーによるオリエンテーション等の事前ガイダンスを受領せず、甲が本システムのサービスを提供するのが困難な場合の責任
- (16) 乙が、留学国滞在のための海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入しなかった場合の、現地における事故、病気時の補償
- (17) 乙の留学国の法令・風俗・道徳および研修先の教育機関の規則等の無知または認識不足により乙が受けた損害等についての賠償責任
- (18) 現地アドバイザーが、甲の業務の範囲外の行為により乙に損害を与えた場合の責任
- (19) 留学先の授業内容に変更や履修科目に変更があった場合の責任
- (20) 甲の日本側の担当者または海外現地オフィスを窓口とせず、直接乙の両親・家族等と現地アドバイザーとの間でなされた交渉に基づく損害

※以上の免責事項に該当する場合、支払われた参加費用及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

※本プログラムは、旅行業法に基づく営業保証金および弁済業務保証金の対象外となります。

第17条 [連絡の方法]

本システムでは、乙へのサポートをよりスムーズに行うため、乙の両親等の法定代理人は、日常の連絡を甲の日本側、及び現地オフィスの担当者に行うものとします。甲からの指定がない限りは、乙の両親等の法定代理人は、直接甲の現地アドバイザーに連絡しないものとします。但し、事故、怪我等の緊急時は除きます。

第18条 [現地アドバイザー業務の代行・補助]

現地アドバイザーが病気や休暇等の理由により、アドバイザー業務を行えない場合、事前に告知されていない予定の変更、病気事故等緊急事態などでアドバイザーが直ちに対応できない場合、甲は乙に対して臨時にアドバイザー業務を代行しまたは補助する者を手配します。

第19条 [研修成果の不担保]

本システムは、甲が乙に、乙の留学生生活をサポートするサービスを提供することを目的としています。従って、語学及び学力の向上などの留学先での研修成果や、留学後の進路の保証、ホームステイ等の滞在先に対しての満足、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

第20条 [有効期間]

本契約の始期は、本システムの初年度または次年度の契約期間の失効日の翌日とし、有効期間は1年とします。但し、期間満了前に帰国する場合は、特段の意思表示がない場合には、乙の帰国日を契約の終了日とします。

※最終学年を迎えた学生で期間満了前に卒業し帰国する場合は、帰国日を契約の終了日とします。なお、卒業後、日本へ帰国せず現地にて進学等する場合、該当年度末の甲の最終営業日をもって契約終了とします。

第21条 [損害賠償義務]

乙が故意または過失により甲または第三者に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに損害の賠償をしなければなりません。

第 2 2 条 [準拠法令等]

本契約の解釈及び本契約に定めない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第 2 3 条 [裁判管轄]

本契約及び本システムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 2 4 条 [約定の変更]

本契約は、事情により甲乙双方の合意のもと変更されることがあります。

第 2 5 条 [発行期日]

本契約は、2022 年 4 月 4 日以降に申し込まれる契約に適用されます。

甲：

東京都渋谷区神宮前 6 丁目 19-13 J-6 ビル 6 階
株式会社 ICC コンサルタンツ
代表取締役 曾 根 靖 雄

乙：

住所
電話
氏名
年齢 満 才

わたしは、上記契約内容を了解の上、本契約締結につき同意しました。

法定代理人
住所
電話
氏名
続柄

印

法定代理人
住所
電話
氏名
続柄

印

日付 (西暦) 年 月 日